

事 務 連 絡
令和2年12月28日

各都道府県選挙管理委員会事務局 }
各指定都市選挙管理委員会事務局 } 御中

総務省自治行政局選挙部選挙課

押印義務の見直し（公職選挙法施行規則の一部を改正する省令）Q&A
の送付について

公職選挙法施行規則の一部を改正する省令（令和2年総務省令第132号）については、「公職選挙法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（令和2年12月28日付け総行選第95号選挙部長通知）」により通知されたところですが、別添のとおり「押印義務の見直し（公職選挙法施行規則の一部を改正する省令）Q&A」をとりまとめましたので、事務の参考にしてください。

なお、各都道府県選挙管理委員会事務局におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村の選挙管理委員会に対しても、周知願います。

押印義務の見直し
(公職選挙法施行規則の一部を改正する省令) Q & A

<改正趣旨>

【Q 1】 今回の改正の趣旨は何ですか。

【A】

- 今回の改正は、政府全体として、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して押印を求めている行政手続について、「経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）」及び「規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）」に基づき、規制改革推進会議が提示する基準に照らして必要な検討を行うこととされたところ、公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）により規定されている押印義務が求められる申請等の手続について、別記様式の改正を行うものです。
- これまで届出書類等を受理するに当たって、その真正性を確認するために一律に書面への記名押印を求めていたところ、その義務付けを廃止し、
- ①届出等の名義人（候補者、政党その他の政治団体の代表者、出納責任者 等）本人の本人確認書類の提示又は提出
 - ②代理人が届け出る場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出
- 等の措置によって届出書類等の真正性を確認することを可能とするものですが、この場合、③署名や、④その他の措置（例えば記名押印）によることも可能とし、届出者等が自らにとって最も簡便な方法を選択し、届出等を行うことができるようにすることとしています。

<本人確認関係>

【Q2】「本人確認書類の提示又は提出」とありますが、どのように本人確認を行えばよいのでしょうか。

【A】

- 例えば、住民票の写しや戸籍謄本・抄本のほか、個人番号カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等※又はそれらの写しを提示又は提出していただくことが考えられますが、各選挙管理委員会の判断により適切に運用してください。

※ 官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等の例としては、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引士証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書、一時庇(ひ)護許可書、仮滞在許可書及び官公署がその職員に対して発行した身分証明書が考えられます。

- 上記の書類を届出者等が持っていない場合には、上記書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、地方公共団体が交付する敬老手帳、生活保護受給者証、健康保険の被保険者証、各種年金証書等又はそれらの写しを提示又は提出していただくことが考えられます。

また、各選挙管理委員会の判断により、官公署発行の書類のみならず、住民名義の預金通帳、民間企業の社員証等又はそれらの写しについて採用することも可能と考えられます。これらの書類については、複数の提示を求めることも考えられます。

- また、例えば、
 - ・ 従前より選挙管理委員会とやりとりのある政党等の関係者である場合
 - ・ 立候補予定者事前説明会に来場した者と同一の者が、選挙の公示又は告示の日当日の立候補届出受付会場に来場した場合に、選挙管理委員会がその同一性について疑義がないと判断できるときは、本人確認がなされたものとして差し支えないと考えられます。

- なお、本人確認を行った際には、どのような方法で本人確認を行ったかについて、記録しておくこと（本人確認書類等が提示された場合については、届出者等の了解を得た上で写しをとることを含む。）が適当です。

- また、上記による本人確認及びその記録については、必ず選挙ごとに少なくとも1回は行ってください。

<代理人による届出等関係>

【Q3】代理人が届出等を行う場合の委任状の様式については、指定があるのでしょ

【A】

○ 代理人が届け出る場合の委任状の様式は、任意のもので差し支えありません。

○ ただし、

- ・ 代理人の氏名
- ・ どの選挙（何年何月何日執行の何選挙）に係るものか
- ・ 当該届出等の名義人が届出等を当該代理人に委任する旨
- ・ 届出等の名義人の署名又は記名押印

については、記載されていることが必要と考えられ、その一例をお示しすれば、次のようなものが考えられます。

[立候補の届出を代理人が届け出る場合の委任状の様式（例）]

立候補の届出代理人証明書

住 所

氏 名

生年月日

年 月 日

上記の者は、（候補者等の氏名）の〇〇年〇月〇日執行の〇〇選挙における立候補の届出について、私に代わって届出に関する事務を行うものであることを証明します。

年 月 日

（候補者等の住所）

（候補者等の署名又は記名押印）

【Q4】代理人が届出等を行う場合、代理人の本人確認書類の提示等があっても、委任状の提示等がないときには、受理できないのでしょうか。

【A】

- 委任状の提示等を行わない場合でも、従前からの政党等のやりとりから委任関係が確認できる場合などは、委任状の提示等は必要ありません。

- 一方、委任関係に疑義がある場合においては、例えば立候補予定者事前説明会等において事務所の連絡先を把握しているときには事務所へ確認を行うなど、選挙管理委員会が適当と認める手段により、委任関係を確認することが考えられます（【Q7】参照）。

<本人確認を省略できる場合関係>

【Q5】「署名その他の措置」としては主に何が考えられますか。

【A】

- 届出等の名義人本人の選択により、届出書類等に署名又は記名押印がなされていることが考えられます。

【Q6】届出等の名義人本人の選択により、届出書類等に署名又は記名押印がなされている場合には、届出者等の本人確認書類や委任状の提示又は提出は不要ということでしょうか。

【A】

- 不要と考えられます。

【Q7】署名や記名押印がなく、本人確認書類や委任状の提示又は提出もない場合にはどのようにすればよいでしょうか。

【A】

- まずは署名等又は本人確認書類等の提示若しくは提出を行うよう、届出者等に対して求めるべきと考えられます。
- その上で、署名等又は本人確認書類等の提示若しくは提出が得られない場合については、選挙管理委員会が適当と認める手段により、届出書類等の真正性を確認する方法が考えられます。
具体的には、例えば、立候補予定者事前説明会等において候補者の事務所の連絡先を把握している場合には、届出書類等の真正性について事務所へ確認を行うなどの手段が考えられます。

<その他>

【Q8】各都道府県・市町村の選挙管理委員会の規程において押印を求めている様式について、押印欄を存置することとしてもよいでしょうか。

【A】

- 今回の改正により、公職選挙法施行規則の別記様式中、一部の様式については押印欄の削除及び備考の追加が措置されますが、各都道府県・市区町村の議会の議員及び長の選挙について各選挙管理委員会が定めている規程の様式についても、この趣旨を踏まえ、御判断いただきたいと考えています。

- なお、選挙公営費用の請求における押印の要否については、各団体における会計担当部局ともよく相談してください。

【Q9】本人確認等を行うべき旨の備考の記載がある書類の届出等が2つ以上同時になされた場合には、当該書類の数だけ、本人確認等の手続が必要なのでしょうか。

【A】

- いずれかの書類に係る本人確認等の手続により届出者等の真正性が確認できれば、その他の書類に係る本人確認等の手続を行う必要はないと考えられます。

【Q10】運用上、書類を訂正する場合に求めている訂正印についても、今後は求めないこととなるのでしょうか。

そうだとすれば、書類の訂正については、どのように取り扱うべきでしょうか。

【A】

- 従前、訂正印を求めてきた趣旨は、訂正した経過を記録するためであると考えられますが、今回の省令改正の趣旨（【Q1】参照）を踏まえ、訂正印についても、従来どおりの押印という手段に加えて、署名によることを可能とすることが望ましいと考えられます。

- 届出等の名義人本人が訂正する場合には届出等の名義人本人の署名又は押印により、その代理人が訂正する場合には届出等の名義人本人の印鑑による押印又は代理人の署名若しくは押印により確認することが望ましいと考えられます（代理人の署名又は押印により確認する場合には、代理人の本人確認及び当該代理人に訂正が委任されている旨の確認を行うことが適切です（【Q2・Q3・Q4参照】））。

なお、選挙運動費用収支報告書（公職選挙法施行規則別記第31号様式）の訂正については、併せて訂正した日付の記入を付記していただくことが適切です。

【Q 1 1】運用上、選挙運動に必要な選挙事務所の表札等の物資を交付した際に求めている受領印についても、今後は求めないこととなるのでしょうか。

そうだとすれば、当該物資の交付手続については、どのように取り扱うべきでしょうか。

【A】

- 従前、受領印を求めてきた趣旨は、受領した旨の確認をするためであると考えられますが、今回の省令改正の趣旨（【Q 1】参照）を踏まえ、受領印についても、従来どおりの押印という手段に加えて、署名によることを可能とすることが望ましいと考えられます。

- 候補者等本人が受領する場合には候補者等本人の署名又は押印により、その代理人が受領する場合には候補者等本人の印鑑による押印又は代理人の署名若しくは押印により確認することが望ましいと考えられます（代理人の署名又は押印により確認する場合には、代理人の本人確認及び当該代理人に手続が委任されている旨の確認を行うことが適切です（【Q 2・Q 3・Q 4参照】））。